新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る
障害者（児）への相談支援の実施について

令和2年2月25日付で厚生労働省より「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る障害者（児）への相談支援の実施等について」の通知がありました。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、相談支援の実施について柔軟な取り扱いを可能とするものです。

この通知を受け、伊勢崎市としての取扱いについて、下記のとおり整理しましたので、相談支援を実施する際には十分ご留意願います。

なお、この取り扱いについては、今後、国からの通知等により変更することがあります。

１．サービス新規利用者にかかるサービス利用支援（計画作成）の実施方法

サービス新規利用者にかかる最初の「サービス利用支援（計画作成）」については、面談での実施を必須とします。実施の際には、室内の換気やマスクの着用、一定の距離を保つ等、万全の感染予防策を講じてください。

２．１以外の相談支援の実施方法

「サービス利用支援（計画作成）」、「継続サービス利用支援（モニタリング）」、「サービス担当者会議」などについて、原則、面談で実施してください。

ただし、新型コロナウイルス感染症を理由として利用者（家族）から面談を拒否された場合等に、例外的に面談以外の方法（電話等）で実施することを可能とします。

なお、この例外的な取り扱いをする場合には、利用者等に丁寧に説明するとともに、モニタリング報告書等に、実施方法について必ず記載してください。

３．同意署名欄の取り扱い（面談以外で実施した場合）

「サービス等利用計画案」、「モニタリング報告書」などにおける利用者署名欄については、郵送等のやりとりによって記載してください。

４．その他

（1）本取り扱いの対象者は、伊勢崎市で支給決定を受けている利用者に限ります。他市町村の支給決定者については、援護の実施者へご確認ください。

（2）今回お示ししている内容については、新型コロナウイルス感染症への対応のための、現時点の取り扱いであり、今後の感染症拡大の動向により変更になることもあります。

（3）サービスの利用状況について、市から利用者本人（家族等）に確認をさせていただく場合もありますので、通常と異なる実施方法で相談支援を行う際には、必ず、事前に利用者本人（家族等）に説明をしてください。

（4）不明な点は、基幹相談支援センター、または市障害福祉課までお問い合わせください。